

令和8年
第3回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第3回総会日程

令和8年3月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について
- (3) 裁判所照会の報告について

5. 閉 会

令和8年第3回日の出町農業委員会総会

令和8年3月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	天野幸次君	9	森田弘子君
2	山崎茂樹君	10	山崎由美子君
3	和田勝君	11	土澤孝一君
5	青木崇君	12	鈴木忠彦君
6	馬場敏明君	13	嶋崎学君
7	関根進君	14	松本哲男君
8	田中豊弘君	15	野口隆昭君

事務局職員

事務局長 原 祐一
事務局次長 秋山克也
事務局 宮林克芳

事務局長 それでは、皆さん揃いましたので、只今から、令和8年日の出町農業委員会第3回総会を開会いたします。
 まず初めに野口会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、こんにちは。
 桜も咲き始めてやっと春が来たという感じで、やっと良い季節が来るかなということを感じます。
 本日は、総会の開催にあたりまして、招集させていただきましたところ、全員の参加をいただきました。
 本日もご審議をよろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。
 続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行を会長にお願いいたします

会 長 日程3、議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番山崎委員、3番和田委員お願いいたします。
 それでは、4. 議事に入らせていただきます。(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
 ここで、私につきましては、関連案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び日の出町農業委員会会議規則第10条の規定により参与することはできません。一時退出いたしますので、これより進行を職務代理にお願いいたします。

職務代理 それでは議事を続けさせていただきます。
 地区担当は土澤委員です。お願いいたします。

委 員 3月11日に宮林主任と現地の状況確認を行いました。
 場所につきましては、案内図を見ていただきたいと思います。
 周囲の営農状況でございますが、農業振興地域内の農用地にふさわしい畑の管理状態になっていました。
 当該地の営農状況ですけれども、現地の状況は、トラクター等機械により耕耘されたと思われ、綺麗に耕されていた状況でありました。
 周辺の営農への影響ですけれども、作付けおよび管理計画から特に問題はないと思われ。以上、ご報告といたします。

職務代理 事務局及び土澤委員の説明が終わりました。
委員さん方でご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、決定としてよろしい委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

職務代理 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。
野口会長お入りください。では、会長と進行を交代いたします。

会 長 続きます、(2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は土澤委員です。お願いいたします。

委 員 3月11日に事務局の宮林主任と現地の状況確認を行いました。
場所につきましては、案内図をご覧ください。
周辺の営農状況につきましては、農業振興地域内の農用地ですので、総じてしっかりと畑の管理がされておりました。
当該地の営農状況ですが、去年の農地パトロールで雑草繁茂と指摘を受けた場所で、現在も雑草で覆いつくされておりました。現状、すぐに作付けをするのは厳しいと思われます。また、少し砂利がまじった土地のため、耕作にあたっては、作業しにくいと思いますが、作付け及び管理計画の中で、土づくりを行うということですので、承知の上で貸借が行われたと思います。
周辺の営農への影響については、作付け及び管理計画からしまして、特に問題ないと思います。以上、報告といたします。

会 長 事務局及び土澤委員の説明が終わりました。
委員さんでのご意見ご質問がありましたらお願いいたします。
意見、質問がないようですので、(2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、決定としてよろしい委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定いたします。
続きまして、(3) 裁判所照会の報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
只今の報告につきまして、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
ちょっと聞きたいんですけど、畑を原状回復しないということは、現状はこのままでいいってことなんですか。

事務局 こちらについては、裁判所から照会があった旨の回答をしたということでご理解いただいて、これから何かどうこうすることではなく、あくまで裁判所からこの農地について照会があったことについて回答をしたということでご理解いただければと思います。

会 長 これから農業委員会として農地パトロールを行った時に、ここは農地ですけどどうなっているのかということをも主張できるのか聞きたいんですけども。

事務局 あくまでも地目が農地ですので、指摘をして畑に戻してもらうのか、年数によって非農地の判断をしていくのかっていうところになるかと思うんですけど、まずは農地でないことは農業委員会として指摘することもできるのではないかと考えております。

会 長 他に何かありませんか。
馬場委員。

委 員 現在、農地であるわけですが、ごみを捨てて原状回復無理ですよって、この先それが通ってしまうよう気もしないですが、その点はどうなんですか。

事務局長 詳しいことは言えないのですが、裁判所が入っているということで、通常でしたらあまり無いようなケースということで、農業委員会としても通常のケースとはまた違うケースになってしまっているような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

会 長 他に何かありませんか。
田中委員。

委員 農地パトロールで指摘している違反転用の農地は、原状回復命令をしないということになるのか。

事務局 農地パトロールで指摘している違反転用の農地は、まだ年数がそれ程経過していませんので、原状回復命令の話までは行きませんが、農地パトロールで指摘する際には畑に戻すように通知しております。

会長 他に何かありませんか。
意見、質問がないようですので、(3) 裁判所照会の報告とさせていただきます。
以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署名

番

番